件 名

亀山市職員の勤務時間、休暇等 に関する条例の一部を改正する 条例

企画総務部 人事情報室

1 制定・改廃の背景と趣旨

「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」(平成26年法律第34号)により地方公務員法が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行います。

また、「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第46号)により学校教育法が改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、併せて所要の改正を行うものです。

2 改正内容

- (1)本条例で引用している地方公務員法第24条第6項が同条第5項に繰り上げられたことに伴い、条項の整理を行います。 <第1条関係>
- (2)学校教育法に小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が学校の種類として規定されたことから、育児を行う早出遅出勤務の規定に、「義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加えます。 <第8条の2関係>

3 その他

施行日は、平成28年4月1日とします。

亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 2 9 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第9号

亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年亀山市 条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第8条の2第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を早出遅出勤務開始日とする改正後の亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則で定めるところにより、当該請求を行うことができる。